

第63回 地方分権改革有識者会議
第179回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

開催日時：令和7年7月30日（水）14：00～15：33

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕

市川晃座長（司会）、高橋滋座長代理、足立泰美議員、伊藤正次議員、大橋真由美議員、後藤玲子議員、勢一智子議員、沼尾波子議員、三木正夫議員、村木美貴議員、山下良則議員

〔提案募集検討専門部会〕

大橋洋一部会長、勢一智子部会長代理、伊藤正次構成員、宇野二郎構成員、高橋滋構成員

（勢一智子部会長代理、伊藤正次構成員、高橋滋構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕

伊東良孝内閣府特命担当大臣、井上裕之内閣府事務次官、稲原浩内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官

議 題：

令和7年の提案募集方式等について（重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等）

1 冒頭、稲原浩内閣府地方分権改革推進室長から以下の趣旨の挨拶があった。

（稲原室長）日本の社会経済構造が変化した中で、地方行政における生産性を上げて持続可能な地方行財政を実現するという、それによって住民サービスを向上し、ひいては民間サービスにもいい影響を与えるということで、当室においては非常に重要な任務を負っていると思っているところである。

したがって、地方団体の声、本日御参加の有識者会議の先生方の御指導をいただきながら、しっかりと取り組んでいきたいと思っているため、どうぞ御指導よろしく願い申し上げる。

2 次に、提案募集検討専門部会における検討状況及び今後の進め方について、大橋洋一部会長から説明があった。その後、議題である令和7年の提案募集方式等について、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官から説明があった。

概要は以下のとおり。

（大橋部会長）関係府省ヒアリングは、6月の有識者会議において重点事項として選定いただいた37事項のうち代表的な21事項に絞り3日間にわたって行った。一定の進展はあ

ったが、現段階では対応困難、今後の検討とされた事例も見られる。

また、関係府省に対しては、デジタル化や全国一律の基準の見直しにより、自治体の負担軽減や住民サービスの確保を図るべきではないか、経由事務や国の補助金の返還に関する市町村の肩代わりについては国・地方の役割分担の観点から見直しが必要なのではないか。地方自治体の実態を聴取の上、地方の支障をできる限り速やかに解決するために適切なスケジュールを設定して、具体的な検討を進めるべきではないかといった点を指摘した。

地方三団体からのご意見は、資料４－１から４－３を参照いただきたい。

提案募集方式及び個別提案に対する御意見として、デジタル化の推進に当たって住民の利便性向上の観点から直接国に対して手続が行えることとし、経由事務をできる限り廃止するよう検討を求める。急速な人口減少の進展等を踏まえ、国・県・市町村の役割分担の見直し等による事務の効率化が必要である。国への返還金に関する取扱いの見直しについては積極的に検討いただきたいといった御意見をいただいた。今後、三団体からの御意見を踏まえつつ検討を進めてまいる。

２つのヒアリングを通じて現在考えていることを３つの事例を素材に情報共有させていただく。

１つ目は経由事務の廃止である。経由という従来の仕組みは都道府県や市町村など、住民に近い窓口を経由して国に申請を行うことを可能とするもので、市民の利便性という観点から地方公共団体の事務としてこれまで位置付けられてきた。しかしながら、オンライン化により市民がオンラインで国に直接申請ができるようになり、経由事務の必要性が低下している。経由を担当する都道府県や市町村にとっては二重の過剰な事務負担が発生しているほか、経由プロセスにより給付の受給が遅延するというデメリットが市民に顕在化している。

こうした変化を前提とすると、オンライン化時代においては経由事務を廃止して国の事務として性格付けを行うべきではないか、このような見直しは市民の利益から見ても、また、日本全体における行政機構の効率的な役割分担という観点から見ても望ましいものであるということを根拠としている。

２つ目は返還金の負担問題である。市町村が支給した給付金等がやむを得ず返還困難となった際に、現在では市町村が単独で返還責任を負うという片側責任というか、危険負担を伴うケースが多数発生している。これは特定の事例にとどまらず、多くの類似事例が存在する点で横展開可能な分野であることが判明した。

こうした取扱いを見直すべき理論的根拠を考えてみたわけだが、１つには、多くの法律を見ると、公共が私人に対して給付を行う際には、国・都道府県・市町村がそれぞれ法律上、是正権限や勧告権限を持ち、共同で執行するというのが一般的である。そうすると、問題が発生した際にも、その責任は執行に当たった三者で分担するのが本筋であり、市町村のみに負担を課すのは論理的に不整合であると考ええる。

また、2つには、事務遂行に必要な経費、人件費、交通費等は財政の観点から分担が定められている。これはいわばプラスの経費の分担である。他方、回収不能時に負の経費が生じた場合には、同様に経費分担の原則を適用して三者が財政的に応分に負担すべきではないかというように考えられる。省庁からは現行制度を前提に、地方財政法や補助金適正化法を根拠に調整規定が不存在であるということから市町村の負担とされていた。

しかしながら、子細に見ると、調整を定めた既存の規定が幾つかある。補助金適正化法にも市町村が回収努力を尽くしたにもかかわらず、回収不能となった場合、市町村の責任を問わずに費用調整を行う財政面でのいわば配慮義務を定めた条文が存在する。このように、この提案事例は調整規定の適用外とされているが、配慮原則の観点から欠けている部分を補う新たな法律規定を定めていただくなど、運用を改めていただくことが必要ではないかと考えている。

3つ目は年金と児童扶養手当の併給調整の問題である。これは育児放棄された子供について祖母が養育に至ったようなケースで、祖母が扶養に乗り出した場合には従来受けていた年金を受給すると、子供がこれまで受けていた児童扶養手当を併給調整により支給停止となるものである。この理屈は稼働能力の不足を補うという点で2つの制度は目的が重なるのだが、本来は重複支給には当たらず、両方支払われるべきであると考えられる。

この提案は従前の提案とは若干性格が異なり、財政に関わる問題を含んでいるようにも見られる。しかしながら、本提案の基礎には市町村の担当職員自体が市民からの問合せを受けたり、審査請求を申し立てられたときに、この併給禁止の仕組みについて合理的に説明することが困難な状況が存在するという点がポイントだと思う。内閣府の行政経験豊富な職員の方や我々委員会から見ても説明がつかない制度となっている。このように、理由を説明できないような不合理な仕組みを地方公共団体に執行させていること自体が行政運営上の大きな支障であるという観点から、この部会で取り上げるのにふさわしい事例であるというように整理している。

今回、このように従来とは異なる側面からの整理が必要な提案が複数あった。個別の事案を超えた普遍的な問題が含まれていることから、本委員会や部会が目指す横展開を図るべき課題が明確に表れていると考えており、こうした問題意識を基に第2次ヒアリングに臨みたいと考えている。

今後は、本会議終了後に内閣府地方分権改革推進室から関係府省に再検討要請を行う。この際、提案団体や地方六団体等からの見解と併せて、重点事項については専門部会としての考え方や論点を明確にした主な再検討の視点も資料2のとおり、関係府省に対して文書で示したいと考えている。関係府省からは、来月の29日までに内閣府に対して第2次回答がなされる予定であるため、専門部会としては9月中下旬に再度関係府省から第2次ヒアリングを行い、年末の対応方針の決定に向けて議論を詰めていく予定である。

最後に、昨年の本段階では検討の方向性が合致している事項は必ずしも多くなく、その後、最終的な取りまとめに向けて粘り強く数多くの提案を前進させて実現に至った。今年も同様に論点を整理して検討の方向性を見直していき、最終的には1つでも多くの地方の提案に寄り添えるように専門部会としても努力してまいり所存ある。引き続き御支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

(市川座長) 続いて、事務局から重点事項に関わる関係府省からの第1次回答の状況や主な再検討の視点等について御説明をいただく。

(平沢参事官) 資料1～3により、重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点と、主なフォローアップ案件の進捗状況について御説明させていただく。

まず、資料1は前回の6月の会議で決定していただいた37の重点事項の一覧である。

具体的には資料2で御説明させていただく。

7月上旬の3日間にわたり、代表的な主な重点事項について提案募集検討専門部会の構成員の先生方による関係府省からの第1次ヒアリングを行った。ここでの御指摘や聴取した情報等を踏まえ、全ての重点事項について関係府省に対する再検討の視点として資料2をまとめたところ。時間の関係上、ヒアリングを行った代表的な事項について御説明させていただく。

まず、1～3ページ目までの重点1関係について、国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に伴う各種申請手続における都道府県経由の廃止を求める提案である。関係府省からの第1次回答だが、1次ヒアリングでは、特に医師・看護師等の国家資格において、国が効率的に審査を行える仕組みが必要であるとして、建築基準適合判定資格者といった他の国家資格の事例も確認しながら実現可能性の高い方法を検討するとの回答があった。それに対して再検討の視点だが、まず、国家資格制度については国が責任を持って制度基盤を整備すべきであること、都道府県を経由せずにシステムを活用することで利便性の低下が避けられること、また、国の負担増を抑制するようにすべきであること、デジタル資格者証を免許証等の原本と位置付け、紙の免許証等の交付事務も不要とすることといった観点から検討を求めるものである。時間の都合上、主なところを抽出して御説明させていただく。

4ページ、重点2の各種の行政手続についてオンライン化を進めることにより都道府県・市町村経由事務の廃止を求める提案である。まず、建築工事届等に係る経由事務の廃止についてである。関係府省からの1次ヒアリングでは、建築工事届の情報の正確性や届出義務履行の確保の観点から、建築主事等の経由を規定しているが、速やかに実態調査を実施し、自治体の負担軽減策を検討するとの回答があった。それに対して再検討の視点だが、実態把握を進めるとともに届出内容のエラーチェックをシステム上で可能とすることにより、建築主事及び都道府県による二重の経由事務を廃止することなどを求めるものである。

5ページ、精神障害者保健福祉手帳等に係る経由事務の廃止である。関係府省からの

1次ヒアリングでは、各手続のオンライン化の検討と併せて市町村経由事務の在り方も含めた各種論点について、現場の実態を把握しながら検討していくとの回答があった。再検討の視点として、診断書のオンライン提出や手帳等のマイナンバーカードとの一体化などの論点や、経由事務を廃止した場合に手帳の交付状況等の情報を市町村に共有できる方策について検討を求めるものである。

14ページ、重点4で国への返還金に関する取扱いの見直しである。こちらは国の補助金等に関して事業者の不正等に起因した返還金に関する取扱いについて見直しを求めるという提案であった。まず、1つ目の自立支援給付費に関する提案であるが、関係府省からは補助金適正化法に基づいた対応のため見直しは難しく、不正の未然防止の観点から対応していきたいとの回答があった。再検討の視点として、やむを得ず発生する未収納額の全てを市町村が代わりに返還しなければならないのは法の不備と考えられること、不納欠損額を返還不要とする介護給付費など、他の制度との整合性、また、国または都道府県において事業者に対する調査または監督・指導ができること、更に、自立支援給付費等は法律上、国が進んで経費を負担するものとされており、返還金について国も必要な負担を負う責任があると考えられることといった点から、返還金の取扱いの見直しを求めるものである。

15ページ、診療報酬返還金についての提案である。関係府省からの1次ヒアリングでは、現行の取扱いの変更は難しく、返還については毎月の診療報酬請求との相殺で回収しきれないはずであるとの回答があった。再検討の視点として、自立支援給付費等と同様の視点で返還の取扱いの見直しを求めるほか、医療機関の破産等により相殺ができない場合があることを踏まえ、不納欠損となる部分の返還の免除について検討を求めるものである。

16ページ、災害援護資金に関する提案である。関係府省からは災害援護資金制度は返済を前提とした貸付制度であること等の理由から、返済免除の要件緩和は困難であること、また、東日本大震災の特例についても災害規模を踏まえて創設したものであるとの回答があった。再検討の視点として、都道府県・国が貸付原資を負担していることや、災害対策基本法において災害に係る経費負担の適正化について規定されていることなどから、都道府県・国で危険負担を負うべきであること、また、東日本大震災の特例について通常の災害時にも適用されるよう制度を見直すことについて検討を求めるものである。

19ページ、重点5の都道府県知事が資格付与者となっている国家資格について資格付与に関する事務の移管等を求める提案である。行政書士に関する提案において、関係府省からの1次ヒアリングでは、試験事務を総務大臣が行うこととするについては、制度のこれまでの経緯や関係者の意見等を踏まえた議論を要するが、都道府県の負担軽減のため、指定試験機関に合格の決定を委任可能とすることを検討するとの回答があった。再検討の視点として、国家資格制度については国が責任を持って制度基盤を整備す

べきであること、他の国家資格の例を踏まえ、合格の決定を含む全ての試験事務の委任を可能とすることを求めるものである。

21ページ、調理師についての提案である。関係府省からは国が事務を実施した場合に、都道府県ごとの窓口の減少や国の事務の大幅な増加により利便性や効率性の低下が懸念されることから実現をすべきではないとの回答があった。再検討の視点として、国や外部団体等が各種事務を行うことについて、関係者の意見や国家資格等情報連携・活用システムの活用による負担軽減の効果も踏まえた検討を求めるものでございます。

続いて、全国通訳案内士についての提案である。関係府省からは法に定める禁止行為に違反した際の指導・取締りについて、都道府県が都道府県警と迅速に連携していく必要があることから、都道府県において資格登録をすることが適切であるとの回答があった。再検討の視点として、先ほどの調理師と同様の視点から見直しの検討を求めるものである。

26ページ、重点7のマイナンバー制度等における情報連携の活用によって申告書の提出を不要とする見直しを求める提案である。1つ目は公営住宅の家賃決定に係る収入申告書提出の省略である。関係府省からの1次ヒアリングでは、低廉な家賃で公営住宅に居住することは公的給付を受けることと同視できるため、入居者からの申告を原則としているが、制度的にどのような対応ができるかという点も含めて検討していきたいとの回答があった。再検討の視点として、低廉な家賃で居住を希望する際の申請主義の原則は家賃決定に際してまで重ねて及ぼす必要性はあるのか、情報連携により収入状況が把握できる現状を踏まえ、収入申告書の提出は省略が可能ではないかといった観点から検討を求めるものである。

27ページ、不動産登記事務に係る戸籍証明等の公用請求への戸籍情報連携システムの活用についての提案である。関係府省からは法務局における処理体制の実情を踏まえつつ、法務局への事務の集約による公共事業等の円滑な実施への影響等、市区町村の事務負担の軽減とのバランスを取ることができる現実的な仕組みを検討することが必要との回答があった。再検討の視点として、国・地方を合わせた社会的なトータルコストを軽減させるべく、法務局内の部局間での公用請求の実現等について検討を求めるものである。

29ページ、重点8の個人の住所に係る告示等の見直しを求める提案である。関係府省からは個人情報の保護の要請の観点も十分踏まえて検討していく必要があるとの回答があった。再検討の視点として、法改正を視野に入れた早期の検討を求めるということにしている。

32ページ、重点9の土地開発公社等の解散に伴う清算手続における公告回数の見直しを求める提案である。関係府省からは土地開発公社について令和8年の通常国会の法改正を視野に入れて検討するとの回答があった。再検討の視点として、同様に提案の対象となっている地方道路公社等も含め、実現に向けた検討を求めるものである。

33ページ、重点10の租税特別措置に関する市町村長による確認事務の見直しを求める提案である。関係府省からの1次ヒアリングでは、空き家等の実態調査と本確認事務とで実施する内容は確かに異なるものの政策の方向性は同じであるため、当該事務は市町村が行うことが適当との回答があった。再検討の視点として、当該事務については形式的な書類のチェックであり、税制特例の適否に関わるものであること、また、法律等の明確な根拠がなく、省令で市町村に事務を課していることから、税務署への事務移管について検討を求めるものである。

35ページ、重点11の保険資格の切替え・得喪時に係る手続や制度の見直しを求める提案である。まず、特定疾病療養の認定についての提案である。関係府省からの1次ヒアリングでは、医療保険を切り替えた際の特定疾病療養の認定について、各保険者が医師の診断した疾病にかかっている事実を改めて確認の上認定する必要がある、情報連携により他保険者が認定した事実に基づいて認定するような取扱いは困難との回答があった。再検討の視点として、住民負担を強いている医師の意見書の再度の提出を不要とし、前の保険者の認定を引き継げるようにすることや、現在進められている医療DX施策の中で疾病事実を確認できる方策について検討することを求めるものである。

36ページ、国民健康保険料の軽減判定についての提案である。関係府省からは、課題の解決に当たっては資格の重複を解消する等の対応が考えられるが、それにより資格管理や給付に係る影響を慎重に検討する必要があるとの回答があった。再検討の視点として、資格の重複を解消せずとも新たに調整規定を設けることで支障解決が可能と考えるため、再検討を求めるものである。

37ページ、社会保険の同月得喪に関する提案である。関係府省からは保険料を徴収していない者に対して保険給付を行う可能性が生じることは問題であり、その結果、他の被保険者が負担する保険料の引き上げにつながることから適切ではないとの回答があった。再検討の視点として、厚生年金においては平成27年に同様の主張を見直していることから、健康保険においても同様の仕組みや日割り計算を導入する等の方策について検討を求めるものである。

42ページ、重点16の障害者支援施設における設備基準等の見直しを求める提案である。関係府省からは障害者支援施設としてのサービスの質を確保する等の理由から従うべき基準、または標準とすべき基準を参酌すべき基準とするのは適切ではないとする一方、中山間地域等においては実態や関係者の意見等を踏まえながら検討していく必要があるとの回答があった。再検討の視点として、改めて参酌基準化の検討を求めるほか、厚生労働省における2040年に向けたサービス提供体制等の在り方検討会の議論を踏まえ、今後、社会保障審議会障害者部会等において自治体の声も含めた具体的な議論を求めるものである。

43ページ、重点17の介護職員初任者研修における通信学習方式の学習時間の取扱いの見直しを求める提案である。関係府省からの1次ヒアリングでは、新型コロナウイルス

の影響下での臨時的な取扱いが継続しており、都道府県の判断で演習を含めて全て通信学習で実施できること、その実施状況を踏まえた上で、支障がなければ恒久化を含めて検討するとの回答があった。

再検討の視点として、恒久化を検討いただくとともにオンライン研修の在り方に関する技術的な検証の実施等についても検討を求めるものである。

44ページ、重点18の福祉サービス第三者評価事業における都道府県ごとの認証・評価調査者養成の見直しを求める提案である。関係府省からの1次ヒアリングでは、全国社会福祉協議会との話し合いを行いつつ、どのような見直しが可能かも含めて検討するとの回答があった。再検討の視点として、担い手不足が進んでいることから早急な対策が必要であるとして、全国推進組織による全国基準での認証・研修の実施と、他の都道府県の認証を自都道府県において有効なものとして取り扱うことについて検討を求めるものである。

45ページ、重点19の建替えを伴わない団地集約の場合においても公営住宅の明渡請求を可能とするよう見直しを求める提案である。関係府省からの1次ヒアリングでは、建替えを伴わない団地集約が借地借家法第28条の特例として位置付けるほどの公共性があるのか慎重に検討する必要があるとの回答があった。再検討の視点として、入居者の居住権の保障等を前提に公営住宅の老朽化、入居者の居住の安定性、跡地利用の合理性等の条件を総合的に勘案した上で、建替えを伴わない団地集約を借地借家法の特例で位置付けることについて検討を求めるものである。

48ページ、重点21の児童扶養手当の算定における公的年金等の控除の見直しを求める提案である。関係府省からは児童扶養手当と公的年金は稼得能力の低下に対する所得補償という同一の性格を有しており、同一の人物に対する重複した所得補償を避ける観点から制度改革は困難との回答があった。再検討の視点として、障害基礎年金等と同様に稼得能力の低下に対する所得補償という性格を維持した上で、子の加算部分に限定して控除を行う併給調整方法に見直すことについて検討を求めるものである。

49ページ、重点22の前任の教育長が辞職した場合等における補欠の教育長の任期に係る残任期間の規定の見直しを求める提案である。関係府省からは教育長も教育委員会の構成員であり、毎年委員の一部を解任する原則が適用されることや、他の行政委員会の規定も踏まえ、慎重な検討を要するとの回答があった。再検討の視点として、教育長は教育委員とは異なる職であり、また、その任期は教育委員とは異なるため、当該規定をなくした場合でも教育行政の継続性・安定性の観点では大きな影響はないと考えられることや、他の行政委員の残任規定の趣旨については教育長には当てはまらないと考えられることから再検討を求めるものである。

54ページ、重点27の国民健康保険関係事務の見直しに係る提案である。まず、国民健康保険給付費等交付金の直接支払いに関する提案である。関係府省からは現行規定で対応可能であるため、各自治体の判断において適切な方法で実施されたいとの回答があっ

た。再検討の視点として、市町村の事務負担の軽減に加え、都道府県にとっても支払先を集約するメリットが想定されるため、効率化に向けて国が主導して見直すことについて検討を求めるものである。

55ページ、高額療養費の支給申請手続の簡素化についてである。関係府省からは、簡素化については滞納者との接触の機会が失われる等のデメリットがあるため、その実施については保険者の判断によることとしており、省令による全国一律の制度とすることは困難であるとの回答があった。再検討の視点として、滞納者との接触機会の課題に関しては、令和6年に短期証交付に代わる未納者との接触機会手段の創設として提案があり、その対応方針に沿って厚生労働省で別途検討されるべきものであること、また、全国一律で被保険者が簡素化の利便性を早期に享受できるようにすべきことから再検討を求めるものである。

60ページ、重点31の社会福祉主事の任用資格要件の緩和を求める提案である。関係府省からは、令和7年度調査研究事業において有識者による検討会を開催した上で結論を得る予定であるとの回答があった。再検討の視点として、現行要件が現場の実態に即していないと考えられるため、実務経験を勘案することを含め、資格要件の在り方そのものから検討すること、また、検討会には有識者だけではなく、地方公共団体の関係者を加えること等を求めるものである。

61ページ、重点32の導入促進基本計画の廃止を求める提案である。関係府省からは他の既存計画との統廃合や計画策定期間の見直しは困難であるものの、既存の総合計画の記載を活用した効率的な記載例を示すなど、市町村の事務負担の軽減につながる方策について検討したいとの回答があった。再検討の視点として、ナビゲーションガイドを踏まえ、導入促進基本計画の在り方を見直し、計画の廃止や計画に代わって告示等の形式で対象事業等の限定をするなど、計画によらない形式での対応について検討を求めるものである。

3 次に、伊東内閣府特命担当大臣から以下の趣旨の挨拶があった。

（伊東内閣府特命担当大臣）皆様におかれましては、日頃から地方分権改革の推進に大変な御尽力を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

本日は、令和7年の提案募集について関係府省からの第1次回答の状況を踏まえ、今後の進め方等を御審議いただくこととしている。政府として、6月13日に閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針2025及び地方創生2.0基本構想において、持続可能な地方行財政に向けて経由事務の廃止やデジタル技術の活用といった事務の簡素化・効率化を進め、地方分権改革に取り組むことを決定した。

これまでのところ、各府省との間で検討の方向性が合致している事項や合致に至っていない事項もあると承知している。今後、私から各大臣に対して、提案の最大限の実現

へ向けて強力なリーダーシップを発揮していただくようお願い申し上げ、調整を加速してまいりたいと考えている。

皆様におかれましても、一層の御尽力をよろしくお願い申し上げます。

- 4 引き続き、議題である令和7年の提案募集方式等について、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官から説明があり、その後、意見交換が行われた。

概要は以下のとおり。

(平沢参事官) 63ページ、重点34の離島活性化交付金等事業計画の廃止を求める提案である。関係府省からは離島活性化交付金等事業計画は、離島振興のソフト施策の全体像を明らかにするなど、離島振興施策の総合的かつ着実な推進を担保していることから廃止は難しく、また、当該計画と各交付金等の事業計画書等の一体的策定については作成主体が異なるといった理由から困難との回答があった。再検討の視点として、ナビゲーションガイドを踏まえ、離島活性化交付金等事業計画と上位計画の離島振興計画の一体的策定を可能とするなど、離島振興に係る3種類の計画の統廃合等による負担軽減を求めるものである。

64ページ、重点35の都市計画法に基づく市街化区域の設定を土地利用の実情等に即して柔軟に設定可能とすることを求める提案である。関係府省からは人口フレーム方式を基本としつつも、市街地における土地利用の現状及び将来の見通しを総合的に勘案して都市的土地利用の適否を判断する等の柔軟な運用を妨げるものではないとの回答があった。再検討の視点として、人口減少化においてどのような区域区分を行っていくことが望ましいかという観点で、柔軟な運用に該当するような人口フレーム方式のみによらない考え方や具体的なモデルについて提示・周知を求めるものである。

重点36の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5の「関係行政機関への照会等」と同等の調査権限を市町村長にも付与することを求める提案である。関係府省からは、現行法令下においても個人情報保護法第69条の第2項第3号に基づき、相当の理由があるときなどには保有個人情報を提供することが可能であるとの回答があった。再検討の視点として、個人情報保護法のガイドラインでは慎重な検討を行政機関に求めており、市町村において本件に関する統一的な解釈がなされず、情報提供が行われないことが想定されるため、一般廃棄物を取り扱う市町村についても都道府県と同様に関係行政機関への照会等を可能とすることについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に明記するよう検討を求めるものである。

以上が主な再検討の視点である。

本日、当室から関係府省へ再検討要請を行う際に、提案団体等からの見解とともにこれを関係府省に示し、これらを踏まえた検討を要請させていただく予定である。なお、重点事項も含めて内閣府と関係府省との間で調整を行う355件の提案に対する関係府省

からの1次回答や、それに対する提案団体からの見解については、参考資料として配付をさせていただいている。

続いて、資料3の6月の会議で御報告させていただいた重要なフォローアップ案件について、前回からの状況の変更があったものを中心に御説明させていただく。

まず、1ページ、1番の犬の所在地を変更した際の市町村間の通知等の電子化についてである。厚生労働省において昨年度実施しました実態調査の結果、犬の登録原簿の市町村間の送付の約9割が郵送で行われていたことから、電子メールでの送付が可能であることを8月目途に再周知する予定となっている。また、電子メールによらないオンライン化も含めた検討については、令和7年度中に結論を得ることとなっている。

2番の狂犬病予防法上の犬の登録手数料及び動物愛護法上の犬猫のマイクロチップの登録手数料の同時徴収によるワンストップサービスへの参加促進についての提案であるが、令和7年度中にシステム改修を行うため、環境省において犬のマイクロチップ情報登録システムの改修業務を請け負う業者を調達したところである。

3番のマイクロチップ情報の使用目的の範囲拡大については、環境省において令和7年3月に自治体向けのQ&Aを改訂し、犬と猫のマイクロチップ情報登録において収集した個人情報が利用可能な事務の範囲を可能な限り明確化し、その運用に当たっての留意事項を追加した。また、令和7年度中に結論を得ることとしている施行規則に基づく情報提供の在り方に係る検討については、自治体からの意見を精査している状況である。

4ページ、10番の短期証交付に代わる未納者との接触機会・手段の創設についての提案である。こちら令和8年度中に結論を得ることとなっているところ、短期証廃止により支障が生じた事例等を把握するため、本年6月に厚生労働省から自治体へアンケートを発出し、調査を行っているところである。

最後に12番、大気汚染状況の常時監視測定局数の算定に係る基準の見直しについてあるが、令和7年度中に事務の処理基準の見直し方針について結論を得ることとなっているところ、令和7年の4月・5月に有識者からヒアリングを実施し、現在はその有識者による検討会の設置に向けて実態の把握や論点の整理を行っている状況である。

説明は以上である。

(市川座長)

専門部会、事務局をはじめ、関係者の皆様には熱心に議論を取りまとめていただいているいただきことに感謝申し上げます。

事務局からの御説明に対して御意見や御質問ある方は御発言をお願いしたい。

それでは、山下議員、お願い申し上げます。

(山下議員) 先ほど大臣がおっしゃったように、1つでも2つでも実行に向けて進めて行く必要があると思った次第である。3つほどお話をさせていただく。

まず、経由事務の件については、まだまだ各省庁との個別の調整はとても必要だと思う。経由事務の基本的な考え方について、先ほど大橋部会長が触れられたところをしっ

かり押さえておかないと一個一個の議論にどんどん入ってしまう。第1次回答を見ると、都道府県や市町村が必要な情報を把握するために経由事務が必要であるというのが数回出てくるが、それは別に経由事務をやらなくても把握できるものであるというのは誰もが分かる。また、準備やシステムを共有化する等、これらをやっていないと、経由事務がいわゆる情報収集のためというのはいかなるものか。それが回答として出てくるというのは、我々の進めていること、地方の実態をまだまだ理解されていないと思った次第である。

2つ目は、土地に関する届けのオンライン化及び市町村の経由の廃止について、複数の市町村をまたいで活動する事業者が事業を行う際、例えば、5市町村をまたぐ事業は全部に出さないといけないということを言っており、これについては必ず実行を進めていきたいと思った次第である。

最後に、介護職員の初任者の研修について通信学習の弾力化という、この省庁の第1次回答も当面の間継続するというコロナの時の特別な取扱いが出ているのだから、それを使ってやればいいではないのかという回答が出ている。それでも5年程当面の間が続いているので、ここで検討の方向性を書いてあるように、恒久的な制度として再設計をするというタイミングが来ているにもかかわらず、暫定のルールが出ているので上手に使ってくださいということについては、全然受け入れられない。

コロナ禍になって弊社も急速に働き方が変わり、当時私は社長だったため2020年10月にはMy Normalという働き方をとにかく標準化していこうという社内のルールを出したし、1年後に、今度はOur Normalといって、それぞれの組織がどのようにその組織でアウトプットを出していくかということを我々の仕事のやり方として標準化してくれというを出している。

そういう意味では、暫定のまま5年すぎることについての姿勢を早く変えていけないといけないと思った事例で、この有識者の会議としてとにかく強く進めていくべき項目だと思った。

(市川座長) それでは、高橋座長代理、お願い申し上げます。

(高橋座長代理) 私は第1次地方分権以来、社会情勢や産業人口構造が変化した中で、国・地方関係の再定義をボトムアップで進めていく観点から作業を進めてきた。現時点においては、それから更に進んで地方自治法に規定されている役割分担原則を今日的な状況の中で再解釈していくような段階に来ているのではないかと考えている。

地方分権改革の前は、総合行政主体としての地方公共団体には権限も事務も不足していた。その中で、国は、経由事務とか、国家資格の管理とか、発給とか、ある意味では下請的な事務を地方に構造的に押し付けてきたことになってきたのではないかと。地方の側もそのような事務を権限が不足している中で、問題意識を考えずにそういう押し付けを受け入れてきたのではないかと、と思っている。今回のヒアリングを通じてそういう構造が明らかになったこと実感した次第である。

これまでの地方分権の作業は総合行政主体としての地方公共団体の事務を獲得していく方向に目が行ってきたと思うが、押し付け的な事務を再整理して、国家として事務を効率化していく視点はなかなか前面に出てこなかったのではないかと。そして、これが社会情勢の変化の中であらわになってきたのではないかと考えている。

そういう観点で、もとより支障の解消というのが地方分権における提案募集方式の原点であることは間違いないものの、山下議員もおっしゃったが、時代の流れのマクロな視点の中で基本的に作業を進めていくということで、大橋部会長が先頭に立っておられる。私もこのような観点から2次ヒアリングに参加していきたいと思っている。

(市川座長) 三木議員、お願い申し上げる。

(三木議員) 先ほど大橋部会長が3点について話してくださったのだが、これは正に市の密接な課題についてお話をいただいたと思っている。経由事務の関係や返還金の関係、扶養手当等をどうするかということなのだが、正に今申し上げたように、市町村にとって非常に重要な課題なのだが、今までこういうことについてなかなか意見を言う機会がなかったため、今回このような形で分権会議で開催していただき、大変有り難く思っている。

各省庁と折衝する時にも、主な再検討の視点という形でもう一度投げかけてもらったことが非常に有り難いと思っている。高橋座長代理がおっしゃったように、今まで地方への押し付けの部分があり、市町村長はそれを受けていて特に問題がなかったということで、残念ながら更に押し付けになっていた。ただ、国としては押し付けという観点はなかったと思うのだが、地方がうまくこなしていたために、特に問題はなかったのだろうと思う。

ただ、今のような人口減少だとか、地方は職員採用が大変な時代になる。また、専門性が必要になるということになると、この3点について、きちんとやっていただければ大変有り難い。

そして、デジタル化だとか、コロナがあったので、これを1つのベースとしてしっかり取り組んでいただきたいと感じた。

3点については、どうしても階層性、国・県・市町村という階層のシステムがあるという前提になっていたと思うが、DXの時代のため、是非そういう面からも見直していただきたい。

また、山下議員がおっしゃったように、組織の統一についても是非お願いをしたい。後ほど説明があると思うが、市長会でも出しているが、それぞれの市町村レベルで様式が違ふこと自体、住民にとって非常に不便であるため、そういう面で様式の統一をすることによって、非常に民間の事務の手助けになるのではないかと考えている。

それから、重要なこととして、都市計画の市街化区域の見直しであるが、理由を見ると、市街化区域を拡大すること自体が非常に財源的な問題が生じるということが書いてある。これは高度成長時代の話であり、例えば市街化区域を広げるに当たっても、水道

だとか下水だとか、そういうところがないところを市街化区域に入れることは、市町村行政にとって負担になるため、今ある下水や道路、上水道も含めて、全てが整っているところを市街化区域に入れてほしいということになる。人口減少時代にあって市街化区域が狭いということは、人口増加をするためにも支障になっている。

また、重点35の関係で、宅地等を持つことにより、家族構成によって子供の数が増えてくるということもあるため、市街化区域については今申し上げたように高度成長時代に非常に乱開発等が行われたのを前提としての制度だと思うので、そういう点についても是非見直していただきたい。

(市川座長) 続いて、勢一部会長代理、お願い申し上げる。

(勢一部会長代理) 私も提案の部会に携わったので、1次ヒアリングまでの感想と2次ヒアリングに向けて意識したいことを3点ほど申し上げたい。

1点目は、府省からの回答の中で、現行法の規定や制度を前提として対応が不可であるとか、十分な回答が得られないというようなことがあった。これは特に大橋部会長がおっしゃったのだが、経由事務とか国への返還金の例などは典型だったと思う。現行の法制度が不十分であれば、それを改正していくということ自体も分権、そして、提案募集の重要な役割であるため、そういう点では、現行の法制度は現代において、なお、制度体制として合理性があるのかというところは、丁寧に確認をして議論をしていく必要があると思った。

2点目も1点目の続きになるが、現行制度の下で行われている事務の在り方が問われている。そして、その負担先、どこが負担すべきなのかというようなことが問われているのは、例えば、経由事務や、戸籍証明書等の公用請求について議論になっており、重点7も正に同様だったと思っている。重点7の戸籍証明書の点については法務局における処理体制の事情が強く述べられたのだが、現在の状況はそうであったとしても国側にも工夫の余地はあるはずで、むしろ変えていくことを考える必要があるのだろうと思っている。

そういう点では、国と地方を通じて、更に先ほど山下議員からも御発言があったが、制度利用者の住民とか事業者にとっても、そうした全ての主体を含めた社会的なトータルコストを軽減していくことを大きな視点として見ていく。そのような改善提案を進めていくのも重要であろうと思った。

3点目、人口減少も進み、それだけではないが、もともと地域の特性が違うという、地方公共団体によって事情が異なるという場面がいろいろな分野で出てきている。そういう点では、事情が異なる自治体の多様性をしっかり制度が受け止められるようにすることが必要なのだろうと思う。特に離島活性化交付金等の事業計画の廃止が議論になった重点34、ここはヒアリングの際に担当府省は長崎県を例に説明して下さったのだが、日本で一番離島が多い長崎県の事情と佐賀県のように離島が限られている自治体では異なる取扱いが柔軟に行われるような法制度であるべきだと、計画の議論でしたけれど

も、そのように改めて考えたところだ。

第1次地方分権から進められてきた一律の分権が実現し、その次のステップで行われているのが今の提案募集というスキームになる。したがって、多様な自治体の皆さんがそれぞれのニーズをしっかりと実現できるように、そうした声に丁寧に寄り添いながら議論をしていくのが改めて大事だということを確認した。

引き続き提案団体の皆様、そして、事務局の皆様に御支援をいただきながらしっかり議論をしていきたいと思う。

(市川座長) 谷口議員、いかがか。

(谷口議員) 大変な気候の中、毎年提案募集検討専門部会の先生方、また、関係府省の皆様、そして、事務局の皆様が一体となって毎年毎年丁寧に御議論していただいていることに本当に深く感謝申し上げる。また、もとより提案をしてくださった自治体の皆様に感謝する次第である。

この提案募集方式の枠組みがあることによって、今の地方自治とか住民の課題が浮き彫りになっている。そして、このプロセスによってよりよい解決策を多視点で探っていくという非常に丁寧なプロセスを積み重ねていることに敬服する。

先ほど大橋先生からもお話があったように、例えば高齢の祖父母が孫を養育するような場合の年金と児童手当の同時受給とか、そういった問題も自治体の問題というよりは住民の負担や課題の問題なのだろうが、今の地方自治の現場の課題という面においては、そういう課題もあるのかと非常に勉強させていただく次第である。

それぞれの課題が一つ一つ重たい、難しい問題であることを学ぶと同時に、大枠として国が地方自治体を経由して、様々な府省で予算があり、具体的なこの仕事をするためにこの予算を作るので地方自治体でやってください、その地方自治体は適正にそのお金を使ってください、実施できない場合は返してくださいとか、問題があった場合には返還するとか、そういった問題が指摘されていると、そういった具体的な間接的なやり方の仕事というのが丁寧である反面、お互いに物すごく手間がかかっているというか、非効率的な部分というか、自治体は様々な府省から具体的に言われてくる仕事を行う必要もあるし、国も自治体がしっかりとそれをやってくれているかどうかを捕捉する必要もあり、お互い丁寧なのだけれども、みんなが大変だということがある。

今、社会的には基本的には直接性が重んじられるようになってきているため、国が何か具体的な、特にコロナや災害等、時限的にすぐに対応しなくてはいけないようなことについては、国が直接に行うとか、あるいは財源を移譲した後は自治体に任せるとか、そういった形で効率化を図っていただくことが模索されることが示唆されているのではないかと。こういった形で今回も非常に勉強させていただいた。引き続きよろしくお願い申し上げます。

(市川座長) 伊藤議員、いかがか。

(伊藤議員) 既に皆様から御意見があったが、私も1次ヒアリングを担当しての簡単な感

想だけ述べさせていただく。

先ほど高橋座長代理からもお話があったとおり、今回、経由事務の問題にしても国への返還金の問題にしても、今まで日本の行政というのは全体としてはすごく少ない資源で効率的に業務を行うということを目指してきたというか、ほかの国に比べても人的な資源はすごく少なく、様々な活動をしてきたということである。

その中で、国と地方の役割分担の中で、地方が国のある種出先というか、国の事務を地域で執行する役割を相当担ってきたということがある。ただ、人口減少、あるいは人手不足の中で、これから行政資源が国も地方も、あるいは民間もどんどん少なくなっていく中で、今までどおりのやり方はかなり限界に来ているというのが今回の提案を議論する中で改めて浮き彫りになったと思う。

今までどおりの業務量で国が自治体にいろいろとお願いをする形で行うというのはかなり厳しい。デジタル技術を活用したり、あるいは仕事自体をもう一度見直していくというようなことも含めて今回検討する必要があるということが改めて分かったと思う。自治体からの提案という形で今回は出てきているが、これを機会に国も含めて行政全体の負担、あるいは業務量をどのように見直していくかということにもつなげていく必要があるのではないかと思った。

(市川座長) 宇野議員、お願い申し上げる。

(宇野議員) ヒアリングした中では、経由事務の関係など、関係府省の体制の不備というか、今まで地方公共団体とともに融合的にやってきたということが前提にあることによって、なかなか分権を受けがたい、今回、分権というか、集権を受けがたいというような状況にあることが浮き彫りになったと思う。

その際、ヒアリングの中で感じたのは、デジタル化ということについてまだまだ浸透しきっていない状況ではないかということだ。デジタル化を前提に考えてみれば、先ほど勢一部会長代理のお話もあったとおり、国・地方の執行の合理化ということが可能になるのだろうと思うのだが、まだデジタル化ということが前提になっていないと感ずるので、もっと国を挙げてデジタル化をしっかりと深めていくことで、今回の分権提案の議論もいよいよ深まっていくと感じたところである。そうした視点を持ちながら2次ヒアリングに臨みたい。

もう1点が、関係府省と提案団体との間の温度差がすごく大きいと感じたところである。人口減少や地方創生など、いろいろな政策課題は国・地方を通じて解決をしていかなくてはいけないことだと思うのだが、関係府省におかれては、今抱えている法律の建付けであったり、その解釈ということが重要になっているのだろうと感じるところだ。

国・地方を通じて政策課題を解決しなくてはいけないのだという中では、現行制度でも可能だとか、現行制度でも似たことができるから問題ないのではなく、地方団体側が使いやすい制度につくりかえていく必要があるのではないかという視点も強調しながら、2次ヒアリングに臨みたい。

(市川座長) 足立議員、お願い申し上げます。

(足立議員) 今回、専門部会の皆様、また、提案をしていただき、自治体の皆様、そして事務局の皆様、まず何よりも現場で直面する課題に真摯に向き合っていていただき、制度の在り方そのものを問い直すような御検討に取り組んでいただいたこと、心より敬意と感謝を申し上げます。

とりわけ今回御説明があった国家資格と情報連携の都道府県経由の廃止、各種経由事務の廃止、そして、国への返還金に対する取扱いの見直し、これらの重要テーマについては現場の多くの自治体が強い問題意識を共有していること、また、その声が高まりを見せていることがよく分かったので大変勉強になっている。これらを踏まえ、私自身の考えとしまして3点申し上げたいと思う。

第1に、現行制度については、それぞれの設計当初の理念や合理性が存在した点は理解している。一方で、経由事務については情報保管や制度間調整の役割がある。そういった中で、補助金の仕組みや公金管理の観点や区域区分が都市計画や財政運営の合理性といったような背景があるかと思う。

その上で、2つ目として、そうした当初の合理性があくまでも現在の急速なデジタル化、そして、深刻な人口減少並びに複雑化する自治体の実務に適合していないのではないか。むしろ現場では深刻な非効率性、また、過重な負担の要因、こういったものが今回赤裸々に出てきているかと思う。実際に情報がリアルタイムで共有可能な時代であるにもかかわらず、人による中継ぎ、また、二重確認を形式的に求められ続けているというのがこのたびの調査で明らかになっている。そういった中で、自治体の返還責任のみを課す構造、これがいわゆる制度の疲労の象徴であるかのように感じている。

そういった中で、最後、こうした制度については変えられない前提ではなくて、今こそ変えるべき前提として捉え直す機会になっているかと思う。その中で、地方自治体が単なる情報の中継機関やリスクの片側、そういった主体ではなく、地域の実情に即した判断ができるような状況を作っていただきたいと思う。そういった意味で責任と役割の制度設計の今一度見直しの機会が来ているのかなと思い聞いた。今後、事務の合理化と責任の適正な分担、こういったようなものを前提にしながら制度の再構築まで向けていけたら良いと感じている。

(市川座長) 村木議員、お願い申し上げます。

(村木議員) 私から1つだけ、経由規定の廃止について申し上げたいと思う。ものによっては非常に難しいものがあると思って資料を拝見させていただいたのだが、例えば、私自身の専門である都市計画について見ていくと、第一種市街地再開発事業、これについては1つの事業の規模が非常に大きいため、一種市街地は結構数があると認識をしているものなのだが、計画提案が事業実施に至るまでに、地元で20年程度議論するようなケースもたくさんあり、だからこそ、手続を簡素化できるのか、または地域に影響が出るかもしれないので基礎自治体の経由が大事なのか、これは非常にケースバイケースにな

るかと思う。

また、大規模開発だからこそ周辺行政にもたらす影響ということもあることから、広域的な関与も非常に大事であり、デジタルでできることと、それによって失われるものが何かということを考えていくことも非常に大事であるように思った。

（市川座長）沼尾議員、お願い申し上げます。

（沼尾議員）先ほど勢一部会長代理もお話しされた離島活性化交付金事業計画についてだが、既にいろいろ議論をされてきているところかと思うのだが、計画策定と補助金・交付金がセットになっている事業が多くあり、今、自治体の側が計画策定の事務の量が非常に膨大で、しかし、補助金とセットになっている。そこをうまく計画の策定を組み合わせでやっていくということで、できるだけ事務量を減らしつつ、さはさりながら、例えば今後の予算の使途に関しては明確に示せるような仕組みを考えていくというのは、とても大切なことであると思っている。

その観点から、この離島活性化交付金事業計画の廃止のところがどのように整理されていくのかというのは大変注目しているところもあり、恐らくこれとまた類似したようなほかの領域でも計画と予算というところで、うまく何か整理できるものがあると思うと、是非その辺りのところをこれから検討していただきたい。

（市川座長）最後に大橋部会長、お願い申し上げます。

（大橋部会長）非常に貴重な意見に感謝申し上げます。2次ヒアリングに向けて参考にさせていただきます。

先ほど山下議員からあったが、経由事務について、三団体と議論した際、三団体からも市町村とか都道府県が情報を共有したいのだということがあったので、経由を廃止して直に結ばれても、その間の情報はきちんと基礎自治体が情報共有できるということがまだ十分浸透していないようなことがあると思うため、そこは強調して、それは確保した仕組みなのだということで議論していきたいと思う。

今回、国家資格という問題について取り扱い、いろいろな国家資格があるのだが、多くは都道府県とかに委ねられていて、ただし、都道府県が全部自腹でやらなくては行かないかというようなことには疑問があるようなものがあり、あるものについては委任ができ、あるものについて委任ができないなど法制度の間でばらばらである。

そうだとすると、私はむしろ国家試験としての体をなしていないというか、国が一定の標準を示した後で地方が個性を示すという仕組み、それが本来だと思うのだが、今ばらばらすぎて、そのばらばらが先ほどお話があったような形での県域とか市域をまたぐ事業者の活動の邪魔をしているようなところがあるため、そこはそういう役割をもっと、国の仕組みなのだということを強調するような形での様式統一とかということも大事なのかなという気がしている。

あと、研修についてはコロナの当面の間というものについても、恒久制度化する方向ではある。コロナ時代の経験はオンライン研修の有効性を示したということと同時に、

ただ、心配なのは、ある意味で全部丸投げのような形になっており、実務経験を積むための場が、つまり実務経験がどういう形でそれとミックスされるかというところについてはまだはっきりしないものがあるものですから、オンライン研修でできることと実務経験をカウントしてできることをどう組み合わせる人材不足を乗り越えていくかという、そういう問題があるような分野なのかなというような形で見ている。

先ほど三木議員からもお話があったが、市街化区域の問題は非常に難しいのだが、国はガイドラインというか、通達である程度運用指針で示しているということで、その内容が非常に抽象的なので、そこをある意味で具体化して、どのような場合であれば今進めているコンパクトシティのコンパクト・アンド・ネットワークの施策と矛盾しないのかということになるべく具体的に言っていただくという形で折衝している。そういう中で先ほどお話があったインフラ整備を前提としないというのは1つの条件になるのではないかなという点も含めて議論していきたいと思う。

全体として地方公共団体の仕事を国に戻すようなものもあるのだが、そうすると、国の負担というのは当然出てくるのだが、国・都道府県・市町村、日本全体の行政機構の在り方としてどれが最適で効率的なのかという視点から組み立てていくような議論が必要な時期に来ているのかなと思うので、引き続き御支援をお願いしたいと思う。

(市川座長) 山下議員、お願い申し上げる。

(山下議員) 大橋部会長がおっしゃったように、介護の初任者の研修だけではなく数多くあると思う。オンラインの研修で頭に入ることと実務体験というのは種類によって違うと思うのだが、そういう意味では、その問題を国が引き上げた上で、先ほど宇野議員がおっしゃったように、デジタルが前提になったオンライン研修のガイドをまた地方に出していくというコミュニケーションを地方と国でやらないと、本当にデジタル技術が前提になった社会の仕組みにならないのではないかなと思う。一気にはいかないと思うのだが、宇野議員がおっしゃったように個々に違うのだが、それを1回抽象化してガイドに落とし込んでもう1回戻していくようなことをやらないといけないと思った。

(市川座長) 本当に多くの意見をいただき、大橋部会長から方向性をお取りまとめいただいた。国も含めて、方向性は大体共有して動き出していると思うのだが、実務面になると現行法に縛られるということがある。ただ、先ほどいろいろな御意見の中で一律の分権から多様な分権に変わってきているという状況の中で、むしろ一緒になってどうすれば変えていけるのか。テクノロジーも変わってきている。また、コロナの経験を我々は経てきており、是非国も府省庁の皆さんと前向きに引き続き検証をお願いしたいと思う。

それでは、たくさんの御意見をいただいたが、この議論を踏まえて提案募集検討部会において、更に検討と議論を進めていただくことと思う。また、内閣府におかれても関係府省・提案団体との調整を進めていただくようお願い申し上げます。

3 最後に、稲原内閣府地方分権改革推進室長から以下の趣旨の挨拶があり、閉会した。

（稲原室長）長時間にわたり御議論いただき誠に感謝申し上げます。本当に貴重な意見を賜ったと思っている。

当室は67名の組織で多くの案件を抱えて日々頑張らせていただいている。本日御審議いただいたような見地から、改めて自分たちの仕事の意義を眺めてみるという意味において、非常に貴重な意見をそれぞれの先生方からいただいたと思っている。私もそういう見地で、また、当室の職員と一生懸命頑張っていきたいと思うので、引き続き御指導いただければと思う。

（以上）

（文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり）